

13. 割引等

1) 旅客運賃

(1) JR・私鉄各社 身 知

JR・一部私鉄各社(南海電気鉄道株式会社)精

種別	乗車の形態	割引適用乗車券	割引率
身 知 第1種 精	障害者本人が単独で乗車する場合 (片道100kmを超えて乗車するときのみ)	普通乗車券	5 割 引
	介護者と共に乗車する場合	普通乗車券 定期乗車券 普通回数券 普通急行券	本人・介護者(1名)とも5割引 (障害者が小児定期乗車券の 該当者に対しては介護者のみ)
身 知 第2種 精	障害者本人が単独で乗車する場合 (片道100kmを超えて乗車するときのみ)	普通乗車券	5 割 引
	障害者本人が12歳未満であって 介護者と共に乗車する場合	定期乗車券	介護者(1名)のみ 5割引

●必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等

乗車券販売窓口等において手帳等を提示して、乗車券等を購入してください。また、乗車時には手帳等を携帯し、係員から求められたら提示してください。

●問合わせ先

JR・私鉄各社

(注)鉄道会社により適用が異なる場合がありますので、各会社にお問合わせください。

(2) 路線バス ※大阪シティバス除く 身 知

種別	乗車の形態	割引適用乗車券	割引率
第1・2種	障害者本人が単独で乗車する場合	普通乗車券	5割引
		定期乗車券	3割引 (ただし、小児は対象外)
第1種	介護者と共に乗車する場合	普通乗車券	5割引 (本人・介護者(1名)とも)
		定期乗車券	3割引 (ただし、小児は対象外)
第2種	障害者本人が12歳未満であって 介護者と共に乗車する場合	定期乗車券	3割引(介護者のみ) 注)南海バスは第1種手帳所持の場合のみ 介護者定期乗車券の割引対象になります。

●必要なもの

身体障害者手帳または療育手帳等

降車の際、手帳等を提示してください。また、乗車券販売窓口等において手帳等を提示して、定期乗車券を購入してください。介護者が同乗されるときには、事前に各区地域福祉課で手帳に「バス介護付」の割引証明を受けてください。

●問合わせ先

各路線バス会社

(注)バス会社により適用が異なる場合がありますので、各会社にお問合わせください。

(3) ①Osaka Metro 身 知 精

種別	乗 車 の 形 態	割引適用乗車券	割 引 率
身 知 第1種	介護者と共に乗車する場合	普 通 乗 車 券 回 数 カ ー ド 定 期 乗 車 券	本人・介護者(1名)とも 5割引
精 第1級 (第一種)			
身 知 第2種	介護者と共に乗車する場合 (障害者本人が12歳未満の場合のみ)	普 通 乗 車 券 回 数 カ ー ド 定 期 乗 車 券	本人・介護者(1名)とも 5割引
精 第2・3級 (第二種)			

- 必要なもの 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等
乗車券販売窓口等において手帳等を提示して、乗車券を購入してください。
- 問合わせ先 大阪市高速電気軌道株式会社 TEL 050-3355-8208 FAX 06-4792-0020

②大阪シティバス 身 知 精

種別	乗 車 の 形 態		割引適用乗車券	割 引 率
身 知 第1種	障害者本人が単独で乗車する場合、または介護者と共に乗車する場合	大人	普通運賃 回数カード 定期乗車券	本人・介護者(1名)とも 5割引
精 第1級 (第一種)		小児	普通運賃 回数カード	本人・介護者(1名)とも 5割引
身 知 第2種	障害者本人が単独で乗車する場合	大人	普通運賃 定期乗車券	5 割 引
	障害者本人が単独で乗車する場合、または介護者と共に乗車する場合	小児	普通運賃 回数カード	本人・介護者(1名)とも 5割引
精 第2・3級 (第二種)	障害者本人が単独で乗車する場合、または介護者と共に乗車する場合	小児	普通運賃 回数カード 定期乗車券	本人・介護者(1名)とも 5割引

- 必要なもの 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等
降車の際、手帳等を提示してください。
また、乗車券販売窓口等において手帳等を提示して、乗車券を購入してください。
- 問合わせ先 大阪シティバス株式会社 TEL 050-3355-8208 FAX 06-4792-0020

※バス営業所乗車券販売窓口終了につき、乗車券をお求めの際は地下鉄駅または定期券発売所をご利用ください。

(4) 航空 **身** **知** **精**

- 対象者
 - ・身体障害者手帳所持者及び介護者1名
 - ・療育手帳所持者及び介護者1名
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者及び介護者1名
- 割引率等

航空会社により適用が異なる場合がありますので、各会社にお問合わせください。
- 問合わせ先

各航空会社

(5) 船舶 **身** **知** **精**

- 内容

船舶運賃の旅客運賃も、割引がされる場合があります。

会社によって、精神障害者も対象になるなど適用が異なる場合がありますので、詳しくは各社にお問い合わせください。
- 必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等
- 問合わせ先

各船舶会社

(6) タクシー **身** **知**

- 対象者

身体障害者手帳所持者

療育手帳所持者
- 割引率

運賃の10%
- 必要なもの

身体障害者手帳または療育手帳等

タクシー乗車時に提示してください。
- 問合わせ先

各タクシー会社

(7) 堺市乗合タクシー **身** **知** **精**

- 対象者

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者または精神障害者保健福祉手帳所持者並びにその介護人のうち必要と認められた者(介護人は身体障害者手帳または療育手帳に「バス介護付」の証明を受けている方に同伴する1名まで)
- 割引率

運賃の半額
- 必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等

乗車の際、手帳等を提示してください。また、介護人が同乗されるときには、事前に各区地域福祉課で手帳に「バス介護付」の割引証明を受けてください。
- 申込み

大阪第一交通株式会社 0570-03-0152(予約ダイヤル)

※「堺市乗合タクシー」は、一般のタクシーとは違い、路線バスのようにルートや停留所、時刻表が決まっています。また予約制であり、予約があった便及び停留所のみ運行します。

※予約の際は、最初に必ず「堺市乗合タクシー」を利用することをお伝えください。
- 問合わせ先

交通政策課 TEL 228-7549 FAX 228-8468

(8) 重度障害者福祉タクシー利用料金助成 **身** **知**

重度障害者(児)の方が利用するタクシーの障害者割引適用後のタクシー料金の一部を助成します。

- 対象者
 - ・視覚・下肢・体幹・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・肝臓・免疫のそれぞれの障害で、身体障害者手帳(1・2級)をお持ちの方
 - (総合1・2級は不可。ただし、脳血管障害で上肢・下肢総合の1・2級の方で体幹1・2級と同程度の障害と認められる方は対象となります。)
 - ・療育手帳(等級A)をお持ちの方
- 助成内容

申請していただくと、福祉タクシー利用券(一般タクシー定額500円、福祉タクシー定額1,000円)を最大26枚お渡しします。

※利用の際は必ず身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。

手帳の提示がないと利用できません。

●必要なもの

身体障害者手帳または療育手帳

●問合わせ先

各区地域福祉課

2) 有料道路の通行料金 身 知

利用には、事前の申請が必要です。

内容	運転する者	対象となる障害者	事前登録可能な自動車の範囲	対象となる自動車の所有者	備考
適用範囲	本人運転の場合	身体障害者手帳の交付を受けているすべての方	・自動車検査証等の「自家用・事業用の別」に「自家用」と記録されている自動車 ・障害者1人につき1台	・本人 ・親族等（※注1）	自動車を保有していないまたは事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車が対象。
	介護者が運転の場合	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、鉄道の運賃割引の際の第1種に相当する重度の身体障害者、重度の知的障害者		・本人 ・親族等（※注1） ・日常的に介護している人	
有効期間	新規申請・変更申請：申請した日からその後の2回目の誕生日 更新申請：申請した日からその後の3回目の誕生日（最長2年2か月）				
利用手続	●当該障害者が居住する住所地を管轄する各区地域福祉課で、身体障害者手帳または療育手帳に、自動車登録番号（車両番号）（※注2）及び割引有効期限を記入したシールを貼付する。 ●ETC（有料道路自動料金収受システム）の利用を希望する場合は、上記のシールの貼付を受けた後、「ETC利用申請証明書」の発行を受け、有料道路ETC割引登録係に当該証明書を送付する。後日、ETCでの利用が可能となる日を書面にて通知される（約3週間程度かかります。）。ETCでの利用が可能となる日より前にETCレーンを無線通行されると、割引は適用されず、通常料金となりますので、ご注意ください。（書面が届くまでの間は、以下の利用方法のうち、現金等でお支払いされる場合に記載のとおりご走行ください。） ●ETC利用申請を併せて行う場合に限り、オンライン申請が可能です。 ※オンラインで申請する場合は、マイナンバーカードが必要です。 (https://www.expressway-discount.jp/)				
必要なもの	■申請をされるすべての方 (1) 身体障害者手帳または療育手帳 (2) 障害者本人の運転免許証（本人運転の場合） ※運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）の提示も可能。 その際は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショット又は印刷も可）を提示してください。 (3) 自動車検査証又は軽自動車届出済証【原則原本】 所有者及び使用者欄に、対象障害者またはその親族等の氏名が記載されていること。 ただし、介護人の運転の場合は、当該重度障害者を継続して日常的に介護している人（ボランティア等）の氏名でも可。 (4) 割賦・リース契約書（ローン購入・リース車両の場合） 割賦購入の場合は、代金支払債務が残っている場合に限りです。 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に、対象障害者またはその親族等の氏名が記載されていること。 ■ETCの利用申請には、上記のほか次のものがが必要です。 (5) 障害者本人名義のETCカード（対象障害者が未成年（18歳未満）の重度障害者で、介護者の運転の場合				

13

割引等

必要なもの	のみ、障害者本人の親権者または後見人の名義のETCカードでも可) (6) ETC車載器セットアップ申込書・証明書（ETC車載器を購入した店等で発行）【コピー可】
利用方法	●現金等でお支払いされる場合（ETC登録申請が完了していない場合も含む）又は事前に登録されていない自動車でご利用される場合 料金を支払う際に、身体障害者手帳または療育手帳のシールが貼付されたページを提示して、料金所係員から手帳の記載事項等により、次の(1)～(3)の確認を受けたうえで、所定の料金を支払って通行する。 料金精算機設置レーンでは、係員呼び出しボタン（又はレバー）を押下して係員の確認を受けてください。 ●ETC無線通行（ノンストップ走行）の場合 ETC無線通行（ノンストップ走行）の場合は、次の(1)～(3)の条件を満たした上で、ETC利用登録済みであるETCカードを、併せて登録されたETC車載器に挿入して無線通行（ノンストップ走行）してください。（※注3） やむを得ない理由でETCレーンを利用できない場合がありますので、その場合は現金等でお支払いされる場合と同様の方法でご通行ください。そのため、ETC無線通行（ノンストップ走行）される場合であっても、必ず手帳を携行してください。 ----- (1) 対象者本人自ら運転していること、または介護者が運転している場合は当該障害者本人が乗車していること。 (2) ETC利用の場合は自動車登録番号（車両番号）が手帳に貼り付けられたシールに記載されたものと同じであること。（事前登録されていない自動車でご利用の場合は、本割引の対象となる自動車であること。） (3) 割引措置の有効期間内であること。 ★違反行為または虚偽の申請を行った場合は、割引が5年間停止されます。また、通常料金のほかに不法に免れた額の2倍の額を割増金としてお支払いいただきます。 再度、違反行為を行った場合、以後、本割引の適用を停止します。
割引率	通行料金の最大50%（端数は切り上げ）
(※注)	(※注1) 本人運転の場合：配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族 介護運転の場合：配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者（別居でも可）、同居の親族、日常的に介護している者 (※注2) 自動車を事前登録されない場合も、シールの貼付が必要となります。その場合、シールの自動車登録番号等の記載箇所には「自動車登録なし」と記載されます。 (※注3) 料金所の料金表示器やETC車載器等には本割引適用後の料金は表示されません。後日、カード会社等からご請求される際に、本割引適用後の料金となります。

- 問合わせ先
 - 制度に関すること → 西日本高速道路株式会社 0120-924-863
 - 証明手続きに関すること → 各区地域福祉課
- 証明窓口
 - 下記で申請書の証明欄に証明を受けてください。（申請書は下記証明窓口にあります）
 - 各区地域福祉課

3) NHK放送受信料免除 身 知 精			
対 象	制 限	減 免	
身体障害者のいる世帯	世帯構成員全員が市民税非課税の世帯に限る	全 額 免 除	
視 覚 障 害 者 聴 覚 障 害 者 重 度 の 身 体 障 害 者	障害者が世帯主の場合に限る	半 額 免 除	
知的障害者のいる世帯	世帯構成員全員が市民税非課税の世帯に限る	全 額 免 除	
重 度 の 知 的 障 害 者	障害者が世帯主の場合に限る	半 額 免 除	
精神障害者のいる世帯	世帯構成員全員が市民税非課税の世帯に限る	全 額 免 除	
重 度 の 精 神 障 害 者	障害者が世帯主の場合に限る	半 額 免 除	

●必要なもの	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 印かん
●問合わせ先	NHKふれあいセンター TEL 0570-077-077 FAX 044-822-0005 NHK大阪放送局視聴者リレーションセンター開発推進部 TEL 06-6937-9000 上記のナビダイヤルをご利用になれない場合は TEL 050-3786-5003
●証明窓口	下記で申請書の証明欄に証明を受けてください。(申請書は下記証明窓口にあります) 身体障害者、知的障害者の方 → 各区地域福祉課 精神障害者の方 → 各保健センター、美原区の方は地域福祉課 免除事由の証明を受けた後、下記のNHKに申請書を郵送もしくは持参してお申し込みください。
●申請窓口	NHK大阪放送局視聴者リレーションセンター開発推進部 TEL 06-6937-9000 〒540-8501 大阪市中央区大手前4-1-20

4) 郵便料金 **身 知**

種 類	内 容	料 金
点 字 郵 便 物	点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、開封とするもの。(3kg 以下)	無料
特 定 録 音 物 等 郵 便 物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物であり、日本郵便株式会社が指定した施設から差し出し、又はこれらの施設に宛てて差し出され、開封とするもの。(3kg 以下)	無料
点 字 ゆ う パ ッ ク	点字のみを掲げたものを内容とするゆうパックで、内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出されるもの。(30kg 以下)	60 サイズ 100 円で、サイズにより変動。
聴 覚 障 害 者 用 ゆ う パ ッ ク	日本郵便株式会社が指定した施設と聴覚障害者との間で、ビデオテープ、その他の録画物の貸出し又は返却のために発受するもの。(30kg 以下)	60 サイズ 100 円で、サイズにより変動。
心 身 障 害 者 用 ゆ う メ ー ル	障害のある方と事前に日本郵便株式会社に届出をしている図書館との間で発受される冊子とした印刷物(図書)を内容とするもの。(3kg 以下)	150g まで 92 円で、重量により変動。
青 い 鳥 郵 便 葉 書	・配布対象者 (1)身体障害者手帳に「1級」または「2級」の表記がある方 (2)療育手帳に「A」または「1度」もしくは「2度」の表記がある方 ・施策実施は3月頃に決定し、周知されます。 ・身体障害者手帳または療育手帳の提示が必要です。	無料

●問合わせ先	日本郵便株式会社 堺郵便局 TEL 0570-943-062 日本郵便株式会社 Web サイト https://www.post.japanpost.jp/
--------	--

5) 市立自転車等駐車場の定期料金 **身 知 精**

市立自転車等駐車場に直接申し込むと定期料金の減額が受けられます。

●必要なもの	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し等
●減額内容	5割減額
●問合わせ先	自転車対策事務所 TEL 252-0525 FAX 250-2570

6) 映画館の入場料金 身 知 精

大阪興行協会加入の映画館では、券売場で手帳を提示すれば、割引があります。

●問い合わせ先

生活衛生同業組合大阪興行協会 TEL 06-6632-3811 FAX 06-6632-3812

7) ふれあい案内（NTT西日本 104番号案内） 身 知 精

電話帳の利用が困難な視覚・聴覚・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害や上肢等の不自由な方、知的障害や精神障害のある方を対象に、無料で電話番号をご案内します。（ご利用前には事前に登録が必要です）

●対象者

- ①身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方。
 - ・視覚障害 1～6級
 - ・肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1～2級
 - ・聴覚障害 2級、3級、4級、6級（1級、5級はなし）
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3級、4級（1、2級はなし）
 - ②戦傷病者手帳をお持ちで、いずれかの障害のある方。
 - ・視力の障害 特別項症～第6項症
 - ・上肢の障害 特別項症～第2項症
 - ・聴覚の障害 第2項症、第4項症
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 第1項症、第2項症、第4項症
 - ③療育手帳（愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります）をお持ちの方。
 - ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。
- ①お電話による事前登録番号：フリーダイヤル0120-104174（全国共通）
②FAXによる事前登録番号：フリーダイヤル0120-104134（全国共通）
（午前9時～午後5時 土日・祝日および年末年始（12月29日～1月3日）を除く）
※（電話のみ）携帯からもつながります。※おかけ間違いにご注意ください。

●問い合わせ先

8) 携帯電話 身 知 精 難病

携帯電話基本使用料など、各種サービスの割引があります。詳しくは、各携帯電話会社ショップにお問合わせください。

●対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証、特定医療費（指定難病）受給者証のいずれかの交付を受けている方

●問い合わせ先

各携帯電話会社ショップ

ご存じですか？

●障害者手帳アプリ「ミライロ ID」

「ミライロ ID」は、障害のある人に向けたスマートフォン用アプリです。事前登録を行うことで、ご自身の障害者手帳の情報を、手帳の代わりにアプリから提示することができます。

鉄道・バス等の運賃や施設の利用料金の障害者割引に使用できる場合があります、本市公共施設でも使用できる場所があります。詳しくはこちらをご確認ください。→



（堺市ホームページ）